

富山県困難な問題を抱える女性支援基本計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 富山県における困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第52号）第8条に規定する都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の検討を目的として、「富山県困難な問題を抱える女性支援基本計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 困難な問題を抱える女性支援基本計画の検討に関すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性に関する課題の意見交換に関すること。
- (3) 施策の取組状況の確認及び点検に関すること。
- (4) 関係機関相互の連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 委員は、困難な問題を抱える女性支援政策に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、前条に規定する所掌事務が完了していない場合は、任期を延長することができる。
- 3 委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会の座長は、委員の互選により定める。

(委員会)

第4条 委員会は、知事が招集し、座長が議長となる。

- 2 知事は、必要に応じ、構成員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の庶務は、富山県厚生部こども家庭室こども未来課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。